

建設業の元方事業者の方へ！イキイキした現場環境づくりを応援します！！

# 職場環境改善計画助成金 (建設現場コース)



**【概要】** 建設業の元方事業者が、建設現場でストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえ、専門家による指導に基づき職場環境の改善を実施した場合に、指導費用の助成を受けることができる制度です。

## 【助成対象等】

### 助成対象

建設現場<sup>(※1)</sup>において、ストレスチェック<sup>(※2)</sup>実施後の集団分析結果を踏まえ、専門家<sup>(※3)</sup>の助言・指導に基づき、職場環境改善計画を作成し、改善を実施した場合に、元方事業者が負担した専門家による指導費用を助成します。

### 助成額 (上限額)

1 建設現場当たり税込み100,000円を上限とします。<sup>(※4)</sup>

- ※1) 労働者数が常時50人以上の建設現場です。
- ※2) 労働安全衛生法第66条の10で規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」またはこの検査に準じて労働者の氏名を問わず無記名方式で実施する検査です。
- ※3) 産業医等の医師、保健師、看護師若しくは精神保健福祉士又は産業カウンセラー若しくは臨床心理士等の心理職のほか、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士
  - 労働安全コンサルタントで安全管理業務の3年以上従事者、又は統括安全衛生責任者の3年以上経験者で、一定の研修（詳細は当機構ホームページ中「職場環境改善計画助成金（建設現場コース）」の「手引」を参照）を修了した者
- ※4) 助成は「建設現場」単位で、将来にわたり1回限りです。（同一年度中に同一県内の建設会社に対する助成の支給は1回限りとなります。）

### 【令和元年10月からの主な変更点】

- 職場環境改善計画の作成に当たり メンタルヘルス対策促進員の助言等 から 専門家による助言等 に変更
- 助成対象が 機器・設備購入（リース等含）費用（上限50,000円） から、指導費用（上限100,000円） に、支給回数が同一年度同一県内の建設会社に 最大2回 から、1回限り に変更
- 支給申請時の書類に「ストレスチェック実施後の集団分析結果」を追加

まずは本助成金について、労働者健康安全機構のホームページでご確認ください

<https://www.johas.go.jp>

産業保健関係助成金

検索

本助成金に関する御不明な点について

ナビダイヤル

0570-783046

ナヤマシロウ

受付時間：9時～12時／13時～18時(土日祝日を除く)

この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています



厚生労働省・独立行政法人労働者健康安全機構

